

2 評価基準等と自己判定の留意点【大学】

1. 「評価基準」の構成

評価機構は、大学の教育研究活動などを総合的に評価するために、「基準 1. 使命・目的」「基準 2. 内部質保証」「基準 3. 学生」「基準 4. 教育課程」「基準 5. 教員・職員」「基準 6. 経営・管理と財務」の六つの「基準」を定めています。基準は、教育を中心とした大学の基本的・共通的な内容で構成されています。「基準 2. 内部質保証」は、その他の五つの基準の評価とも関連付けた重点評価項目として設定しています。

各「基準」には、「本基準の趣旨」が示されています。「本基準の趣旨」とは、「基準」が意図している目的を解説したものです。

「基準」には、評価項目である「基準項目」ごとに、大学が満たすことが必要な内容が定められています。そして、「基準項目」ごとに、評価する上で必要な「評価の視点」が設定されています。大学は、「評価の視点」を踏まえて「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の自己判定を行います。

2. 「自己判定の留意点」「全基準項目関連のエビデンス」「指定するエビデンス資料」「参考）令和 5 年度判断例」

この「受審のてびき」には、自己点検・評価と自己判定のために、上記に加え、基準項目ごとに「評価の視点に関わる自己判定の留意点」「全基準項目関連のエビデンス」「指定するエビデンス資料」「参考）令和 5 年度判断例」を記載しています。

「評価の視点に関わる自己判定の留意点」は、自己点検評価書の作成時に留意すべき内容です。

「全基準項目関連のエビデンス」として、「エビデンス集（データ編）」「エビデンス集（資料編）」の基礎資料が挙げられます。「指定するエビデンス資料」は、その基準項目のエビデンスとして必ず提出が求められる全大学共通の根拠資料です。それ以外にも自己点検評価書の記述内容に応じたエビデンス資料の提出が必要です。

判断例とは、評価結果の平準化を目的として、関係法令の改正や年度ごとの認証評価の状況を踏まえて、判定委員会が作成した判断基準です。原則として当該年度の評価結果に反映されるだけでなく、次年度の評価においても、評価員が評価を実施する際に参考として利用します。ただし、あくまでも参考であるため、指摘が判断例に基づかないものとなる場合があります。本てびきでは、令和 5 年度の判断例を参考として記載しています。これらの内容も踏まえて自己点検・評価を行うことが求められます。

基準 1. 使命・目的

本基準の趣旨

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とした機関です。とりわけ、専門職大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的としています。大学は、使命・目的を明確に定めるとともに、教育研究上の目的を学則などにおいて明確に定める必要があります。また、それらを、①ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育研究上の目的を達成していくことが求められます。

基準項目 1－1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①学内外への周知	☐ A 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。
②中期的な計画への反映	☐ A 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。
③三つのポリシーへの反映	☐ A 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。
④教育研究組織の構成との整合性	☐ A 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
⑤変化への対応	☐ A 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

☐ エビデンス集（データ編）

☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

☐ 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

☐ 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

参考）令和 5 年度判断例☑

☐ 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐ 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐ 事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準 2. 内部質保証

本基準の趣旨

評価機構の評価における内部質保証とは、大学が自己点検・評価を行い、その結果と認証評価などの外部質保証の結果をもとにした継続的な自己改善により、教育研究及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することです。自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。評価機構では、内部質保証を重点評価項目として位置付けています。

内部質保証を効果的に実施していく上で、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。また、内部質保証は、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育と研究の質保証と中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施されるとともに、改革・改善のための営みとして行われることも大切です。

加えて、学生や学外関係者（保護者、高校、地方公共団体、民間企業など）の意見・要望を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させていくことも重要です。

基準項目 2－1. 内部質保証の組織体制

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	☐ A. 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 ☐ B. 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 ☐ C. 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 内部質保証に関する全学的な方針
- ☐ 内部質保証のための組織図
- ☐ 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐ 内部質保証の組織や責任体制が全く構築されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 内部質保証の組織や責任体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

基準項目 2－2. 内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	☐ A. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 ☐ B. エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ☐ C. 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	☐ A. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 自己点検・評価に関する規則
- ☐ 直近の自己点検・評価の報告書
- ☐ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録
- ☐ 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書
- ☐ IRなどを検討する会議体の規則

参考）令和5年度判断例☑

- ☐ 大学の自主的な自己点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ☐ 自己点検・評価報告書がホームページ上で公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 2－3. 内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	☐ A. アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 ☐ B. 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	☐ A. 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性	☐ A. 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。 ☐ B. 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。 ☐ C. 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- ☐ 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- ☐ 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- ☐ 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- ☐ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- ☐ 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- ☐ 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

参考) 令和 5 年度判断例

- 自己点検・評価結果が大学の運営に反映されていない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- 「基準 1」、「基準 3」から「基準 6」において、公表する「改善を要する点」により、内部質保証システムの機能性に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- 事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準 3. 学生

本基準の趣旨

教育機関としての大学は、その使命・目的を達成するために必要な規模の学生を受入れ、その成長を促進し、社会で活躍できるための専門的知識・能力を授けることが求められます。本基準は、そのことを達成するための組織的環境を「学生」の観点から確認するものです。

大学が学生を受入れるに当たっては、教育研究上の目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく入学者選抜を適正に行うことが必要です。そして、大学は、入学後に学生が成長できるために必要な学修環境を整備し、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取り組むとともに、社会的・職業的な自立のための指導を通じて、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めなければなりません。

基準項目 3－1. 学生の受入れ

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①アドミッション・ポリシーの策定と周知	☐ A. アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	☐ A. アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。 ☐ B. 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。 (専門職大学のみ) ☐ C. 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めているか。
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	☐ A. 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ アドミッション・ポリシーを示す部分の URL
- ☐ アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則
- ☐ 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

参考) 令和 5 年度判断例☑

- ☐ アドミッション・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ アドミッション・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学科の収容定員超過について、1.3 倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学年進行中の学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の 1.3 倍を大幅に超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学年進行中の学科の在籍学生数（通信制の学科を除く。）について、年次ごとの入学定員の合計の 0.5 倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ☐ 大学院の学生の収容定員超過については、研究科ごとの状況を踏まえて判断し、著しく超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 3－2. 学修支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備	☐ A. 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実	☐ A. 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。 ☐ B. オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 ☐ C. 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。 ☐ D. 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 学修支援に関する方針・計画
- ☐ 学修支援に関する会議体の規則
- ☐ TA、SA などに関する規則
- ☐ オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書
- ☐ 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- ☐ 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

基準項目 3－3. キャリア支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教育課程におけるキャリア教育の実施	☐ <u>A</u> キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。
②キャリア支援体制の整備	☐ <u>A</u> 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

☐ エビデンス集（データ編）

☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

☐ キャリア支援に関する方針・計画

☐ キャリア支援に関する授業科目名一覧

☐ キャリア支援に関する会議体の規則

☐ 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧

基準項目 3－4. 学生サービス

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①学生生活の安定のための支援	☐ A. 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 ☐ B. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。 ☐ C. 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 学生生活支援に関する方針・計画
- ☐ 学生生活支援に関する会議体の規則
- ☐ 学生の課外活動の支援に関する規則
- ☐ 奨学金に関する規則

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐ 学生相談室及び保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

基準項目 3－5. 学修環境の整備

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営	☐ A. 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。 ☐ B. 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 ☐ C. ICT 環境を適切に整備しているか。 (専門職大学のみ) ☐ D. 実験・実習室及び付属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。
②図書館の有効活用	☐ A. 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。
③施設・設備の安全性・利便性	☐ A. 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。 ☐ B. 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

☐ エビデンス集（データ編）

☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

☐ 施設・設備の管理に関する規則

☐ ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

☐ 図書館に関する規則

☐ 図書館利用案内

☐ 建物の耐震化率を示す文書

(専門職大学のみ)

☐ 臨地実務実習施設一覧

基準 4. 教育課程

本基準の趣旨

大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科などごとの教育研究上の目的を明確に定めるとともに、これを達成するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その上で、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の工夫や学修成果の把握・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導などの改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。

基準項目 4－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①ディプロマ・ポリシーの策定と周知	☐ A. ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用	☐ A. ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 ☐ B. ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 (専門職大学のみ) ☐ C. 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL
- ☐ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則
- ☐ 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
- ☐ 学位規則、学位審査基準
- ☐ 進級・卒業・単位認定に関する規則
- ☐ 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

(専門職大学のみ)

- ☐ 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準

参考) 令和 5 年度判断例☑

- ☐ ディプロマ・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ ディプロマ・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学部及び研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目について示されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

- 研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定及び公表されていない場合は、
「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定していない場合
及び 61 単位以上に設定している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 4－2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	☐ A. カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	☐ A. カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	☐ A. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 ☐ B. シラバスを適切に整備しているか。 ☐ C. 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。 (専門職大学のみ) ☐ D. 教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。 ☐ E. 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか。 ☐ F. 基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。
④教養教育の実施	☐ A. 教養教育を適切に実施しているか。
⑤教授方法の工夫と効果的な実施	☐ A. アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 ☐ B. 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL
- ☐ カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則
- ☐ 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

- ☐教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど
- ☐履修に関する規則
- ☐教育課程を検討する会議体の規則
- ☐シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書
- ☐教養教育を検討する会議体の規則

(専門職大学のみ)

- ☐教育課程連携協議会の議事録
- ☐授業科目別登録者数一覧

参考) 令和5年度判断例☒

- ☐カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ☐1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

基準項目 4－3. 学修成果の把握・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	☐ A. 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 ☐ B. 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	☐ A. 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 大学が求める学修成果を示す文書など
- ☐ 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など
- ☐ 学修成果の把握・評価の方針
- ☐ 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則
- ☐ 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果
- ☐ 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

参考）令和5年度判断例☑

- ☐ 学修成果が全く定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学修成果の点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学修成果の点検・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

基準 5. 教員・職員

本基準の趣旨

教員と職員は、言うまでもなく大学の活動を支える中核的存在であり、組織の整備と個人の職能開発の両面での取組みが求められます。組織の整備については、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、責任と役割を明確にしたうえで権限を適切に分散し、教員と職員をそれぞれに適材適所で配置してこれを十全に機能させる必要があります。個人の職能開発については、教育内容・方法などの改善のための FD(Faculty Development)や大学運営に必要な資質・能力の向上のための SD(Staff Development)を通じて効果的に行うことが、大学の諸活動の成果を高める支えになります。

教員の仕事と職員の仕事を原理的に分けて考えず「教職協働」を図ることで、効果的に大学を運営することも、今日ではますます重要になっています。また、教員の研究活動を適切に支援することも、教育と研究を主な役割とする大学にとっては不可欠なことです。

基準項目 5－1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	☐ A. 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
②権限の適切な分散と責任の明確化	☐ A. 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 ☐ B. 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 (専門職大学のみ) ☐ C. 教育課程連携協議会の構成は適切か。 ☐ D. 教育課程連携協議会の組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能しているか。
③職員の配置と役割の明確化	☐ A. 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。 ☐ B. 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐エビデンス集（データ編）
- ☐エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐大学の意思決定に関する組織図
- ☐大学の意思決定に関する会議体の規則
- ☐学長の職務権限に関する規則
- ☐教授会に関する規則
- ☐教授会の開催日時・議題一覧
- ☐学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書
- ☐事務局組織図
- ☐事務分掌に関する規則
- ☐職員採用・昇任の方針・規則

(専門職大学のみ)

☐教育課程連携協議会の規則

☐教育課程連携協議会の構成員名簿

参考) 令和 5 年度判断例

☐校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 5－2. 教員の配置

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	☐ A. 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 ☐ B. 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

☐エビデンス集（データ編）

☐エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

☐教員の採用・昇任の方針・規則

☐教員人事に関する会議体の規則

参考）令和 5 年度判断例☑

☐大学設置基準で定める必要教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐大学設置基準において求められている教授数が不足している場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 5－3. 教員・職員の研修・職能開発

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施	☐ A. 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み	☐ A. 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

☐エビデンス集（データ編）

☐エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

☐FD の方針・計画

☐FD の実施報告書

☐SD の方針・計画

☐SD の実施報告書

参考）令和 5 年度判断例☑

☐FD 活動が組織的に行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

☐FD の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

☐SD 活動が行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 5－4. 研究支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①研究環境の整備と適切な管理運営	☐ A. 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
②研究倫理の確立と厳正な運用	☐ A. 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
③研究活動への資源の配分	☐ A. 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。 ☐ B. 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 研究環境に関する調査の結果
- ☐ 研究環境整備の方針・計画
- ☐ 研究倫理に関する規則
- ☐ 研究費の適正利用に関するマニュアル
- ☐ 研究活動への資源配分に関する規則
- ☐ 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則
- ☐ 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書
- ☐ 外部資金応募・獲得の実績一覧

基準 6. 経営・管理と財務

本基準の趣旨

大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するためには、法人全体の中期的な計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。

本基準でいう経営・管理と財務とは、主に法人の運営及び財務活動をいいます。大学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性、大学の使命・目的の達成に向けての理事会の機能、法人及び大学の管理運営の円滑化とチェック機能の強化などがますます重要になってきています。

学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的及び教育研究上の目的の達成を目指す中期的な計画も、適切な財務計画と一体になって初めて実効性を持ち得ます。大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために、財務基盤の確立と適正な会計処理は避けて通れないことです。

基準項目 6－1. 経営の規律と誠実性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①経営の規律と誠実性の維持	☐ A. 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にを行っているか。 ☐ B. 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。 ☐ C. 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。
②環境保全、人権、安全への配慮	☐ A. 環境や人権について配慮しているか。 ☐ B. 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐エビデンス集（データ編）
- ☐エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐組織倫理に関する規則
- ☐情報公表に関する規則
- ☐学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL
- ☐私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

☐内部統制システムの基本方針

- ☐内部統制の組織体制を示す図
- ☐内部統制に関する規則
- ☐ハラスメント防止に関する規則
- ☐個人情報保護に関する規則
- ☐危機管理に関する方針・規則
- ☐危機管理に関するマニュアル

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐私立学校法第 103、107 条で指定している事項について、作成していない場合、または閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐私立学校法第 151 条で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第 22 条の

6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 6－2. 理事会の機能

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	☐ A. 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 ☐ B. 理事会の運営を適切に行っているか。 ☐ C. 理事の選任を適切に行っているか。
②使命・目的の達成への継続的努力	☐ A. 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 法人の意思決定に関する組織図
- ☐ 予算・決算を承認した際の理事会の議事録
- ☐ 理事を選任する会議体の規則
- ☐ 理事を選任した際の会議体の議事録
- ☐ 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
- ☐ 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐ 理事会の議決を経ずに重要な規定の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 理事の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 6－3. 管理運営の円滑化とチェック機能

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①法人の意思決定の円滑化	☐ A. 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。 ☐ B. 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
②評議員会と監事のチェック機能	☐ A. 評議員の選任を適切に行っているか。 ☐ B. 評議員会の運営を適切に行っているか。 ☐ C. 監事の選任を適切に行っているか。 ☐ D. 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 評議員を選任した際の会議体の議事録
- ☐ 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- ☐ 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
- ☐ 監事監査に関する規則
- ☐ 監事監査計画書

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐ 監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ☐ 監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ☐ 監事の監査報告書を理事会又は評議員会において審議・決定をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 学校法人の評議員会が、理事の定数を超える数未満で構成されている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 私立学校法第 36 条第 4 項及び第 148 条第 3 項で指定している事項について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐ 私立学校法第 105 条第 3 項で指定している事項の内容について、評議員会に報告し、意見を求めている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

□評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 6－4. 財務基盤と収支

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①財務基盤の確立	☐ A. 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
②収支バランスの確保	☐ A. 収入と支出のバランスが保たれているか。 ☐ B. 外部資金の導入の努力を行っているか。
③中期的な計画に基づく適切な財務運営	☐ A. 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐エビデンス集（データ編）
- ☐エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐予算編成方針
- ☐財務計画書
- ☐外部資金導入の実績
- ☐資産運用に関する規則

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去 5 年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- ☐予算変更について、寄附行為の定めに基づいた手続きを経て決定・執行していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ☐健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

基準項目 6－5. 会計

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①会計処理の適正な実施	☐ A. 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 ☐ B. 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
②会計監査の体制整備と厳正な実施	☐ A. 会計監査人の選任を適切に行っているか。 ☐ B. 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

全基準項目関連のエビデンス☑

- ☐ エビデンス集（データ編）
- ☐ エビデンス集（資料編）基礎資料

指定するエビデンス資料☑

- ☐ 経理に関する規則
- ☐ 会計監査人の選任に関する規則
- ☐ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

参考）令和 5 年度判断例☑

- ☐ 不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

3. 独自基準設定と自己点検・評価

評価機構が定める六つの「基準」は、大学として基本的・共通的なものです。この六つの「基準」以外に、大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。

基準例

- ・ 社会貢献
- ・ 国際協力
- ・ 研究活動
- など

4. 特記事項

独自基準のほかに、大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等を三つまで記述することができます。